

徳島県監査委員公表第15号

令和8年4月16日に受け付けた徳島県職員措置請求について、令和8年6月8日付けで徳島県知事に対し勧告を行ったところ、同年6月26日付けで徳島県知事から勧告に係る措置について通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年7月16日

徳島県監査委員	大 西 康 生
同	福 山 正 啓
同	木 下 賢 功

勧告に係る措置の実施状況

1 勧告年月日

令和8年6月8日

2 勧告内容

徳島県知事は、令和8年8月8日までに、請求のうち、広聴広報費に係る政務活動費の支出により、徳島県が被った損害の額26,400円について、新しい県政を創る会に対し返還を求めるなど、必要な措置を講ずること。

3 措置内容

徳島県議会議長から、令和8年6月17日付けで政務活動費収支報告書等（写し）の送付があり、同月15日付で新しい県政を創る会及び東条恭子議員の令和6年度政務活動費のうち、広聴広報費の一部について訂正があったことを確認した。

また、同月19日付けで新しい県政を創る会から当該訂正に伴う返還金（26,400円）の納付があったことを確認した。

以上のことから、本件監査結果で指摘された損害は回復しており、措置は講じないものとした。